復興庁から、東日本大震災で被災された方にお知らせです。

最大で約150万円※の給付が受けられる

※消費税率10%適用期間に床面積が175㎡、建築・購入で申請した場合

住まいの復興給付金への申請はお済みですか？

申請期限	**住宅の引渡し日から1年以内** 1年を超えている場合はコールセンターにお問い合わせください。
対象住宅	**令和3年(2021年)12月31日までに引渡しを受けた住宅** ただし、下記期間に契約した方について、 対象となる住宅の引渡期限を令和4年12月31日までに延長します。 ・建築の場合：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで (注文住宅等工事請負契約で取得した場合) ・購入の場合：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで (建売住宅やマンション、中古住宅等不動産売買契約で取得した場合) ・補修の場合：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

申請には要件があります。ホームページやコールセンター(フリーダイヤル)でご確認ください。

申請相談会の詳細は裏面をご覧ください。

住まいの復興給付金ホームページ
https://fukko-kyufu.jp

住まいの復興給付金事務局コールセンター
0120-250-460(フリーダイヤル)
受付時間:9時～17時／土日祝日除く　一部のIP電話からは022-745-0420(有料)

住まいの復興給付金とは　東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時点の所有者が、消費税8%以降に新たに住宅を建築・購入または補修し、居住する場合に消費税増税分相当の給付を受け取ることができます。

2022年2月・3月「住まいの復興給付金」申請相談会

申請の対象可否の相談、申請書の記入方法、申請に必要な書類、作成済み申請書類の審査前の確認など、ご質問に相談員が直接お答えします。都合のよい会場を選んでご参加ください。
参加無料、予約不要です。

	日　時	会　場	備　考
2月	2月5日(土) 10:00～16:00	中央台公民館　会議室1・2 (福島県いわき市中央台飯野4-5-1)	住宅再建相談会併催 住まいの復興給付金以外のご相談は事前予約が必要です。いわき市総合政策部広報広聴課(☎0246-22-7437/平日９時～17時)にご連絡ください。
	2月19日(土) 10:00～16:00	南相馬市民情報交流センター 中会議室 (福島県南相馬市原町区旭町2-1)	
	2月25日(金) 10:00～16:00	石巻市役所　3階大会議室 (宮城県石巻市穀町14-1)	住宅再建相談会併催
3月	3月4日(金) 8:30～16:00	いわき市役所 生活再建市民総合案内 (福島県いわき市平字梅本21)	

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため全ての申請相談会を中止とさせていただきます。

- 今後の最新情報については「住まいの復興給付金」ホームページ（https://fukko-kyufu.jp)、またはコールセンター（0120-250-460）にてご確認ください。
- 新型コロナウイルス感染症予防の為、ご来場いただく際はマスク着用のご協力をお願いいたします。また、風邪や発熱等の症状がみられる場合は、ご来場をお控えください。
- 混雑状況により、相談件数・相談時間を制限させていただく場合があります。各会場開始時間の15分前より受付を行います。
- 申請の受付は郵送受付のみです。申請相談会では申請書類の事前確認を行うことはできますが、申請書類をご提出いただくことはできません。

ご注意ください

自治体や住まいの復興給付金窓口を名乗り、電話口で銀行の口座情報を聞き取るようなケースが報告されています。住まいの復興給付金事務局では、電話口で一方的に口座情報を聞き取るようなことは行っておりません。そのような電話があった際にはご注意ください。